

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（案）等の概要

1. 改正理由

- 第198回国会に提出された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「デジタル手続法」という。）が令和元年5月24日成立した。
これにより、デジタル手続法のうち住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に関する部分の一部については、デジタル手続法の公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとされた。
- このデジタル手続法による住民基本台帳法の改正により、市町村長は、住民票若しくは戸籍の附票を削除したとき、又は住民票若しくは戸籍の附票を改製したときは、その削除した住民票若しくは戸籍の附票又は改製前の住民票若しくは戸籍の附票を保存するとともに、それらに記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする事とされた。
- 今回の改正は、デジタル手続法の一部の施行に伴い、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）等の改正を行うものである。

2. 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（案）の概要

（1）住民基本台帳法施行令関係

- ① 住民票又は戸籍の附票の削除又は改製に関する住民票の除票又は戸籍の附票の除票の記載事項の記載等の手続を定める。
- ② 住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る手続、交付する住民票の除票の写し等の記載内容を定める。
- ③ 市町村長が、除票又は戸籍の附票の除票を、これらに係る住民票又は戸籍の附票を削除し、又は改製した日から150年間保存することを定める。
- ④ その他所要の規定の整備を行う。

（2）住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）関係

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令について所要の規定の整備を行う。

3. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令（案）等の概要

（1）住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）関係

住民票の除票の写し等の交付の請求又は申出の手続、請求又は申出につき明らかにしなければならない事項、請求又は申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法、請求又は申出をする者の代理人等が権限を明らかにする方法及び除票の写し等の送付を求める場合の方法を定める。

(2) 住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）関係

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) 戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号）関係

戸籍の附票の除票の写しの交付の請求又は申出の手続、請求又は申出につき明らかにしなければならない事項、請求又は申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法、請求又は申出をする者の代理人等が権限を明らかにする方法及び除票の写し等の送付を求める場合の方法を定める。

※ 上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。

4. 施行期日

デジタル手続法の公布の日から起算して 20 日を経過した日